資料１

第２次久喜市健康増進・食育推進計画の計画期間延長について

市では、健康づくりと食育を総合的・計画的に推進するため、平成２９年３月に「第２次久喜市健康増進・食育推進計画」を策定し、健康づくりや食育に関する施策に取り組んでいます。現行の計画期間は、平成２９年度から令和４年度までとなっており、令和３年度に市民意識調査を実施したところであり、これを基礎資料として令和４年度に新たな第３次計画の策定を進めることを予定しておりました。

このような中、国において、関連計画である「健康日本２１（第二次）」の終期を令和４年度から令和５年度へ１年間延長し、「健康日本２１（第二次）」に続く次期プランの開始時期を令和６年度に変更することが示されました。「健康日本２１（第二次）」は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針であり、市が第３次計画を策定するにあたり、「健康日本２１（第二次）」に続く次期プランとの整合を図る必要があるものです。

このため、国のスケジュール変更に合わせて、市の第３次計画の策定時期を令和４年度から令和５年度へ変更することについて、協議を行うものです。

１　国の「健康日本２１（第二次）」計画期間延長の背景

自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため、医療費適正化計画、医療計画及び介護保険事業支援計画の期間と「健康日本２１（第二次）」に続く次期プランの期間とを一致させることを目的に、「健康日本２１（第二次）」の期間を１年間延長することが決定されました。

２　国の「健康日本２１（第二次）」の計画期間変更

当初、平成２５年度から令和４年度までの１０年間とされていましたが、終期を令和５年度とし、計画期間は１１年間となります。

３　国の次期プラン策定を勘案した市の第３次計画の策定作業

国の「健康日本２１（第二次）」は１年間延長となり、令和４年夏頃に最終評価の報告書が作成され、令和５年春頃に次期プランの公表、令和６年度から開始となる予定です。

都道府県や市区町村が策定する健康増進計画は、国の次期プランを勘案して定める必要があるため、令和６年度の開始に合わせて計画期間を開始できるよう、次期プランが公表され次第、令和５年度中に次期健康増進計画の策定の準備を進めるよう示されています。

また、現在実施している健康増進計画については、「健康日本２１（第二次）」を勘案して延長する１年間は、例えば令和４年・令和４年度を目標期間として設定している場合も改めて目標を再設定する必要はなく、従前より設定している目標の達成に向けて取組を継続するよう示されています。